

2016年7月30日

独立行政法人国立公文書館  
館長 加藤 丈夫 様

日本アーカイブズ学会  
会長 大友 一雄

「日本におけるアーキビストの職務基準」に関する質疑・意見等の提出について

日ごろより日本におけるアーカイブズの振興・発展につき多大なるご尽力をいただき、誠にありがとうございます。この場をかりて、お礼を申し上げます。

さて、本年4月27日開催のアーカイブズ関係機関協議会において、貴館より「日本におけるアーキビストの職務基準」が提案されたところですが、本会委員会で協議したところ、下記のように質疑・意見が出されましたので、提出いたします。

#### 記

##### (1) 全体の構成等について

###### 1 対象範囲、位置付け、方向性について

- ① 国、都道府県、市町村等、またそのそれぞれにおいてアーキビストに求められる職務、課業、仕事が異なっている。また民間団体を含む場合にはさらにその差異は広がる。例えば「医師」資格の場合は、将来様々なタイプの医者（専門医）になるにしても、共通の基礎となる能力要件が定められ、教育・研修課程全体を通して育成される。アーキビストの養成についてもそのような設計にすることが望ましいのではないか。
- ② 専門職員の育成について国立公文書館は、従来、教育機関と連携してレコードマネジャー及びアーキビストの育成に取り組むとしてきたが、提案ではそれに関連する事柄は盛り込まれていない。実際に、アーキビストやレコードマネジャーの育成に取り組んでいる大学等教育機関があるので、協議する場を設け、意見聴取や連携体制の構築を行う必要がある。
- ③ その際、専門職員としての倫理や行動規範を含む生涯にわたる知的枠組みを育成する「教育」と、個々の職務等に対応する知識や能力・技法を養成する「研修」の関係を明確にしつつ、相互の連携と充実により、必要とされる養成を目指すべきではないか。

###### 2 タイトルやアプローチのあり方について

- ① タイトルにおいて「日本における」と記されることにより、現在の日本における全ての多様なアーキビストを何らかの形で制約していくものとなる可能性があるのではないか。
- ② 職の流動性が進んだ場合にも、適切かつ柔軟に専門職の地位が確保されるようなものとする必要がある。
- ③ 有能な人材を招き入れ、また既に存在する人材がより熱意をもって職務を遂行することができるよう、より高位に昇ることができる職務階層を想定し、基準を構成することが望ましい。
- ④ 「史料管理者」という名称は、指し示す範囲や権能が狭くなるのではないかと懸念される。複数の候補を上げ、慎重に検討することが望まれる。
- ⑤ 提案は、職種、課業、仕事を位置付けた上で、それに対応する基礎要件と遂行要件を浮かびあがらせ、それを育成しようとするものであると推察される。これは世界中で広く議論され

てきたコンピテンシー・エデュケーション（能力保障型教育）に通じるものであり、一定程度理解できる。ただし、職種等がどのように束ねられるのか、あるいは能力要件等はどのように関連し、業務や使命に寄与することになるのかが不明である。例えばオーストラリアでは、知識や能力がアーカイブズ／記録管理の原理・原則に根ざすように編成したり、倫理、実践のルール、記憶にかかわる歴史・文化等との深い関連と責任について考慮する能力を積極的に位置付けたりしている。全般に、このような検討が不足しているのではないか。

- ⑥ 世界の水準・国際標準との乖離、電子記録環境のさらなる進展を念頭におけば、本提案が修正されて一定の役割を果たすドキュメントとなる場合にも、定期的にメンテナンスし、改善していく仕組みがその中に織り込まれる必要がある。

## （2） 内容について

- 1 「高度な専門性と倫理観」はどのように発揮され、また担保されるのかが不明である。
- 2 いわゆる記録管理に相当する部分が存在しないが、電子記録環境の変化がさらに進んでいくと想像される中で、このままでは、公文書等管理の成果を上げていくことが難しくなると懸念される。「記録管理」を何らかの形で位置付ける必要がある。
- 3 課業・仕事に対し、遂行要件が浅薄な記述となっている。例えば課業「歴史公文書の受け入れ」において仕事は「指針・基準を作成する」、「評価選別を判断する」、「管理する」などとされ、それに対する遂行要件は「組織とその業務を理解する」等とされているのだが、組織や業務を理解するだけでは、そこに存在する課題を解決し、課業・仕事を遂行することができないのではないか。遂行要件は、それぞれの仕事に関し調査・研究し、分析・解明して、望ましいあり方を明確化し、必要な提案ができる、という具合でなければならないはずである。なお要件でしばしば記されている様々な国際標準はそのまま採用すべきものではなく、関連事項を広く調査・研究し、適用方法等を定めて使うものである。
- 4 上記2及び（1）-2-⑤を解決する1つの方法として、職種とされた収集・保存・利用に先立ち、「基礎、計画(planning)、評価(review)及び改善」のような職種を設定することが考えられる。課業には、コミュニケーション・連携、行政文書等管理の現状調査・分析、関連する先行事例や国際標準等の調査・研究、各種計画と評価方法の策定、年度計画の立案、評価の実施、改善案の検討・提案などが考えられる。これにより様々な体制づくり、現状の分析・把握、記録管理学・アーカイブズ学・歴史学等に関する研究への取り組み、及びPDCAによる継続的な業務の水準向上等が期待できよう。

## （3） 本会の今後の対応について

- 1 本会が2013年度より実施してきた「登録アーキビスト」は、いつの日か関係諸団体が一体となり、アーキビスト資格制度を構築することを念願しつつ、その礎となる仕組みとして実施してきたものである。その趣旨に沿ってこの提案を受けとめ、現在の仕組みをレビューするとともに、資格制度の歯車がさらに大きく動いていくような改善を検討する予定である。
- 2 上記1の趣旨から、可能な最大限の協力をする予定である。
- 3 この提案を元にしてより充実した成案がえられるよう、アーキビストやレコードマネージャー等を養成している高等教育機関等に声をかけ、研究・協議する場を設ける必要があると考えている。これについてご理解とご協力をえたい。

以上